

迂回方法(京葉道路通行止め)

対象日:平成27年2月23日(月)

① 通行止め区間を広域に迂回される方

通行止め区間を広域に迂回するお客さまは、通行止めとなる区間と並行している、『首都高速湾岸線・東関東自動車道』のご利用をご検討ください。



② 通行止め区間を迂回される方

通行止め区間を迂回するお客さまは、都道318号(環七)～都道50号(県道242号)～国道357号～市川市道114号線となります。

一之江～原木 IC 間(約7km)の所要時間は通常約7分ですが、迂回ルートを使用した場合、所要時間は約26分となりますので、時間にゆとりをもってお出かけください。また、市川市役所方面をご利用のお客さまは、都道318号(環七)～国道14号(千葉街道)、千葉県道180号～国道14号(千葉街道)をご利用ください。

